平成●●年（●）第●●号

放送受信料請求事件

原告　日本放送協会

被告　●●　●●

答弁書

平成●●年●●月●●日

住所(送達場所も同じ)

〒●●●－●●●●

該当する住所をお書き下さい

被告　　●●　●●

電話●●●－●●●●－●●●●

FAX●●－●●●●－●●●●（無くても可）

該当裁判所をお書き下さい　御中

**第一　平成●●年●●月●●日付原告作成「支払督促」請求の趣旨に対する答弁**

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

　との判決を求める。

**第二　平成●●年●●月●●日付原告作成「支払督促」請求の原因に対する答弁**

１　請求の原因１記載の事実は認める。

２　同第２記載の事実は否認し，原告の主張は争う。

３　同第３記載の事実は不知または否認し，原告の主張は争う。

４　同第４記載の事実は否認し,争う。

**第三　被告の主張**

**１　はじめに（話し合いによる和解について）**

　被告は，この裁判を和解により解決することを強く希望する。

　現在の原告は放送法１６条に基づいて設置された営利を追求しない法人というより，放送法１４７条に規定された営利を目的としている有料放送法人と解釈するのが妥当である。被告はこの裁判を契機に原告との関係を断ち切りたい。

　被告の和解の条件はただひとつ，本日より被告のＢ-ＣＡＳカード番号（＊お手もちのＢ-ＣＡＳカード番号をお書き下さい。）に原告の放送番組を提供しない事である。

　被告は原告が上記条件つまり「スクランブル化」（「スクランブル化」の詳細は後述する)を実施してくれるか，和解成立日より未来の原告から被告への放送受信料債権が不存在であることが確認できるのなら，被告は後述する「時効の援用をせず」直ちに原告が請求している受信料と遅延損害金の全額を支払う。

**２　本件契約は民法９４条１項「通謀虚偽表示」により無効である。**

　被告は、原告が上記和解条件を拒むのであれば徹底的に争う。

（１）原告は本件契約の成立日が平成●●年●●月●●日と主張しているが、原告契約担当者（以下「集金人」という）の虚偽である。

（２）被告も本件契約の成立日を平成●●年●●月●●日と記載して原告に対して放送受信契約書を提出しているが虚偽である。

（３）したがって本件契約は『相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。』と規定した民法９４条１項により無効である。

（４）原告や被告が虚偽表示をした立証、及び通謀虚偽表示を行った動機などの詳細は原告の反論や証拠の提出を待って行う。

**３　求釈明**

（１）原告は，被告と締結したすべての放送受信契約書を可能な範囲で提示せよ。

（２）原告は、本件「集金人」の氏名を明らかにせよ。

（３）原告は、被告が支払ったとする放送受信料の詳細がわかる資料を可能な限り提示せよ。

**４　時効の援用について**

　被告は上記２での契約の無効が認められなかった時は，下記のとおり受信料債権の消滅時効を援用する。

　民法第１６９条により５年以上前の受信料債権を支払わない。（平成２４年２月２９日付で東京高等裁判所の判決が確定している。その他上告審での確定判決複数有り）

**５　別訴　受信料債務不存在確認訴訟の予告**

　被告は，本日を持って原告からの放送番組の提供を拒否する。拒否する方法は上述したとおり，被告所有のＢ-ＣＡＳカード番号（＊お手持ちのＢ-ＣＡＳカード番号をお書き下さい。）を原告に通告する事で完了した事とする。

　被告は、原告が平成●●年●●月●●日（本答弁書作成日をお書き下さい。）以降も被告に対して債権を有していると考えていると判断した場合、別訴で、放送受信料債務不存在確認訴訟をする用意がある。

**６擬制陳述のお願い**

　被告は民事訴訟法１５８条により第１回弁論期日には出廷しません。したがって本答弁書を擬制陳述して頂きますようお願い申し上げます。

以　上